

# 規制改革実施計画(令和2年7月)を踏まえた規制の事前評価に係る対応について

令和3年2月12日 総務省行政評価局 政策評価課

## II 分野別実施事項

### 1. 成長戦略分野

#### (2) デジタル時代の規制・制度のあり方

資料 2

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	デジタル時代の規制・制度のあり方	c 規制を新設又はその内容を変更する場合において、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているか評価するための上記基準に基づき、その評価基準を満たすための事前評価を行う標準的な手続を整備し、その手続に則り作業することを求めるなど、規制所管府省が規制・制度にデジタル化の視点を入れるための方策を検討する。	c: 令和2年度 検討・結論	c: 総務省

※ 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)から抜粋

### 総務省における対応状況

○ 各府省が規制の新設や改正を行う際に、デジタル化の基準を踏まえた検討が行われているかを確認するためのチェックリストを作成 (令和3年1月29日事務連絡を発出)

⇒ 各府省は、令和3年度から、規制の事前評価を行う際に、同チェックリストに基づき、確認を行い、検討結果を規制の事前評価書に記載

#### ＜デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリストの概要＞

- ① 規制改革推進会議決定の「見直し基準」に該当する規制か否かをチェック
- ② 「見直し基準」に該当する場合は、デジタル技術を活用した規制の導入の有無をチェック
- ③ 見直し基準に該当する規制であれば、評価書様式の所定の欄にデジタル化の検討結果を記載

### チェックリストの取扱い

⇒ 各府省は、規制の事前評価を実施後、速やかに評価書とともにチェックリストを総務省に提出

⇒ 総務省は、事前評価書及びチェックリストを内閣府に提供

## デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト

法律又は政令の名称 : ○○○○○○○○○○○

規制の名称 : ○○○○○○○○○○○○○○○○○

規制の区分 : 新設 ・ 改正 ( **拡充** ・ 緩和 )

基準 (カッコ内は、基準に該当する可能性が高い制度の類型、具体例等)	対象規制の 基準該当性 (A)	導入の有・無(B)
<b>(1) 特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制・制度の見直し</b>		
① 安全規制 (目視、打音等を原則とするインフラ等の定期点検・検査や、特定の手法や一律の基準による点検・検査を求めている規制・制度、安全管理を人が実施することを前提とした規制・制度など)	○	×
② 消費者保護規制・投資家保護規制 (消費者の属性に応じた一律の行為規制を設けている規制・制度。例えば、高齢者への金融商品販売、プロ投資家と一般投資家の区分など)	—	
③ 性能基準への移行 (安全基準や技術基準を定める規制・制度。例えば、新技術の活用促進の観点から、求められる安全性等を性能基準への見直し)	—	
<b>(2) デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直し</b>		
① 対面規制 (人と人の対面での行為(手続・説明・点呼・受け渡し等)を求める規制・制度。オンライン、リモートでの事業活動を阻害する規制・制度)	○	○
② 書面規制 (行政機関向け手続全般で、紙での作成・交付を義務付ける規制・制度や、交付・提出がオンライン化されていないもの。民間事業者等に書類の作成・保管を義務付ける規制・制度。押印を求める規制・制度(真に必要なものを除く。))	○	×
③ 特定の場所での事業・営業の義務付け (事業の実施を特定の場所に限定されているもの、営業許可等が特定の地方公共団体単位で行われているもの、許可基準として距離制限があるものなどについて、ネットを使った事業展開の観点からの見直し)	—	
<b>(3) 業規制の見直し</b>		
① 柔軟な事業展開を阻害する縦割りの業規制 (デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルが想定される分野で、新たなビジネスモデルに縦割りの業態別規制を適用することが非効率と考えられる規制・制度)	—	
② 事業者を前提とする業規制 (消費者も事業主体になることが想定される分野に対する規制・制度。消費者がプラットフォームの助けを得て事業主体となる新たなビジネスモデルによる事業展開を可能とするための見直し)	—	
③ 資格保有者の営業所等への必置規制 (特定の資格保有者が営業所に所在することを義務付ける規制・制度。リモートアクセス等のデジタル技術で代替することによる見直し)	—	
④ 特定の資格保有者による業務独占 (特定の資格所有者のみ業務ができることとしている規制・制度。業務の一部をデジタル技術によって支援・補完・代替することで業務独占の範囲から除外するなどの見直し)	—	
⑤ 新規参入事業者によるデータ等へのアクセスの確保 (デジタル技術を利用した新たなビジネスモデルによる新規参入事業者が想定される事業に関する規制・制度。システム・データベースなどの必要な事業インフラへのアクセスが認められるよう配慮する必要)	—	
<b>(4) 柔軟な規制体系への見直し</b>		
① 官民の情報の非対称性を前提とした、新たな規制・制度体系への見直し(規制主体と規制対象事業者の情報の非対称性が大きく、規制主体が詳細な規制を規定するための情報入手することが困難な分野の規制・制度。自主的なガバナンス等への見直し)	○	×
② 規制手法としてゴールベース規制への移行 (対象となる規制・制度は(4)①と基本的に同じ。事業・行動に対する制約を事前に細かく規定するのではなく、法益保護達成のために合理的・最小限度のゴールの遵守を求める手法への見直し)	—	
③ いわゆるコードやアーキテクチャへの対応 (民間企業が作成するいわゆるコードやアーキテクチャに対する規律。例えば、ターゲット広告、経路検索、プラットフォーム、パソコンのOS等)	—	
④ ソフトウェアアップデートへの対応 (モノの安全規制等において、モノに組み込まれたソフトウェアのアップデートを前提とした規制・制度となっているもの。例えば、AIを組み込んだプログラム医療機器の認証等の制度などが考えられる)	—	
⑤ デジタル時代に則した権利者保護のあり方 (多数の権利者が介在する著作権等について、デジタル技術による透明性向上等を活用して、利用・流通に伴う権利処理や利益分配等が円滑に行われる柔軟な仕組みの検討。コンテンツの円滑な利用・流通に向けた法整備等)	—	
⑥ プラットフォーム型ビジネスへの対応 (消費者も事業主体になることが想定される分野の規制・制度。プラットフォームを介した消費者間の取引を通じた事業展開を可能とするなどの見直し)	—	
⑦ AI等の新技術の活用にあたって必要となる対応 (AI等の先進技術の導入が想定される分野の規制・制度。例えば、AIの判断に基づく行為・結果についての責任分配の問題が従来の規制では解決できないといった場合)	—	
<b>(5) 上記の類型に入らないデジタル化に関係する規制・制度</b> (デジタル時代では、社会全体の資源配分のあり方も見直しが迫られ、現行の規制・制度の在り方で良いか、不断の見直しが必要。例えば、エネルギー分野では、民間事業者の創意工夫を促進するなど更なる規制の見直しが必要。また、多数の権利が介在する場面で、個別に事前同意等を取得ることを求めている法制度について、社会の変化を踏まえた権利者保護のあり方について検討することが必要)	—	

- (注1) 上記「基準」の詳細については、「デジタル時代の規制・制度について」(令和2年6月22日規制改革推進会議決定)の「5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準」を参照してください。
- (注2) 「対象規制の基準該当性(A)」欄は、i) 基準に該当する規制の場合には「○」を、ii) 基準が当てはまる規制ではないと判断した場合には、「—」を記入してください。
- (注3) 「導入の有・無(B)」欄は、i) 基準に沿ったデジタル技術を活用した規制を導入した場合(下位法令で導入予定の場合を含む。)には「○」を、ii) 検討したものの基準に沿ったデジタル技術を活用した規制を導入しなかった場合(下位法令でも導入しない予定の場合を含む。)には「×」を記入してください。

① 上記基準を踏まえた規制を導入した場合 (B欄が「○」の場合)  
⇒ 上記基準を踏まえた規制であることを評価書様式②欄に記載した上で、当該規制に係る規制影響評価(RIA)を行ってください。

② 上記基準に該当するが、検討の結果、導入しなかった場合 (A欄が「○」で、B欄が「×」の場合)  
⇒ 上記基準について、非規制手段として検討した場合には評価書様式②欄(簡素化様式は③欄)に、他の規制手段として検討した場合には評価書様式⑩欄に、その検討した手段のメリット・デメリットなどを明らかにし、導入する規制手段を選択することの妥当性を記載してください。

# 規制の政策評価とは

## 規制の政策評価の目的

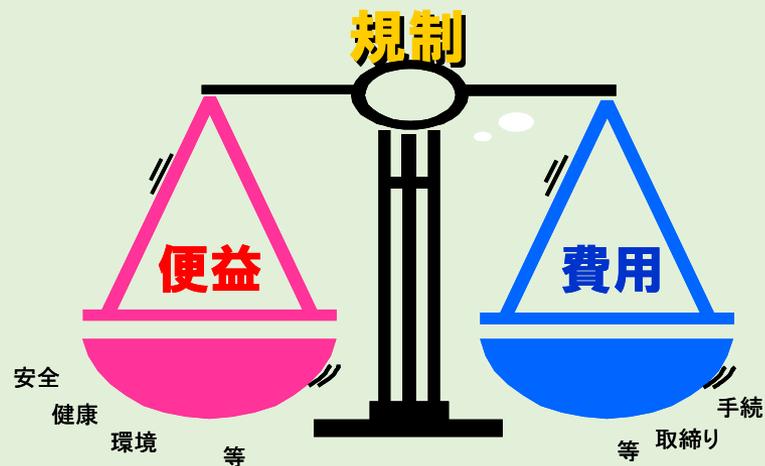
- ① 発生する効果や負担を予測することにより、規制の新設・改廃の可否や規制の具体的な内容・程度の検討に資すること。
- ② 国民や利害関係者に対して規制の必要性やあり得る影響について情報を提供し、説明責任を果たすこと。

規制がもたらす効果(便益)と費用(負担)を比較・分析することで、効果が費用を正当化できるかどうかを評価する。

安全、防災、環境保全、消費者保護等の行政目的の実現により得られるプラスの面



規制により発生する国民の負担(設備投資や手続費用)などのマイナスの面



# 規制の事前評価の仕組み

## 【対象】

- 行政機関が**法律又は政令により規制を新設・改廃する際には、事前評価の実施を義務付け**(令和元年度の事前評価件数は145件。このうち8件は省令によるもの)
  - ※ 省令以下による場合は、努力義務

## 【内容】

- 規制の費用、効果等の影響を把握し、費用と効果(便益)の関係を比較・分析  
(**RIA** : Regulatory Impact Analysis/Assessment)

## 【評価書等の記載事項】

- ① 規制の目的、内容及び必要性(課題、課題発生の原因、**課題解決手段(非規制手段を含む。)**の検討等)
- ② 直接的な費用の把握(特に遵守費用(※)は、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化)
- ③ 直接的な効果(便益)の把握 ※ 国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用
- ④ 副次的な影響及び波及的な影響の把握
- ⑤ 費用と効果(便益)の関係
- ⑥ **代替案との比較**
- ⑦ その他の関連事項(規制検討段階やコンサルテーション段階における評価の活用状況等)
- ⑧ 事後評価の実施時期等(事後評価の実施時期、事後評価の際の指標)

## 【評価書の公表時点】

- 法律による規制の新設・改廃の場合には、遅くとも法律案の閣議決定まで
- 政令以下の下位法令による場合は、遅くともパブリックコメントまで